

東京都農業会議情報

第314号
平成22年1月

編集及び発行
東京都農業会議
渋谷区代々木2-10-12
TEL (03) 3370-7145

新年にあたって

東京都農業会議会長 波多野重雄



新年あけましておめでとう
ございます。

改正された農地関係法が昨
年12月15日に施行され、新
たな農地政策のもと、大きな
節目の年となりました。

全国に先駆けて東京都内の
農業者は、いち早く農業経営
の改善に取り組み、農業委員
会もその支援と農地管理の徹
底を推進してまいりました。
このような活動は、全国の
模範として誇れるものであり
ます。

今回の法改正により、さら
に地域農業・農地を守るため、
改正法の内容とその精神を地
域にしっかりと普及し、また、
関係税制の見直しが検討され

るなか、農業者が不安を抱く
ことのないよう、地域活動の
一層の推進が必要です。

東京の農業・農地を守るた
め、役員一同は精一杯の活
動を展開してまいります。

農業委員各位の益々のご支
援とご協力をお願い申し上げ、
ご挨拶いたします。

第51回東京都農業委員・農業者大会を開きます

東京都農業会議と農業
委員会地区協議会・連合
会は、「第51回東京都農
業委員・農業者大会」を
平成22年2月26日(金)
午後1時より昭島市民会
館大ホールで開きます。

大会では、国に対する
「東京農業の確立に関す
る要望」「都市農地保全等

に関する要望」(予定)およ
び「農業委員会活動の積極
的推進」について協議します。
記念行事として、第49回
企業的農業経営顕彰、第29
回農業後継者顕彰、第36回
農業委員会等功労者表彰
を行います。
農業委員各位の積極的
なご参加をお願いします。

大阪市の農業施策・農業委員会活動 大阪府の条例による農業施策を研究

農業委員会会長研究集会

都農業会議
は、11月30日
と12月1日に
かけて、大阪市
にて、農業委員

会会長研究集会を開きました。



大阪市農委会の重点活動「農委会だより」
の取り組みを説明する中河事務局長

大阪府は、関西圏の随一の
都市として発展する一方で都
市農業の保全に努めており、
大阪府では、条例による独自
の施策を進めるなど、これら
取り組みを研究するため、本
研究集会に都内の会長や職員
など55人が参加しました。

大阪市の取り組みについて
は、なにわ伝統野菜の普及や
援農ボランティアまた市民農
園の推進についてを、大阪市
農委会の取り組みについては、
農業委員会だよりや農地パト
ロールなどの重点活動につい
て話しを聞き、同じ都市地域
である参加者と、日常の活動
をはじめ、都市農業施策の取
り組みや課題などについて意

農地法等一部を改正する法律が施行！

平成21年12月15日に、改
正農地法等が施行されました。
同改正法は、昨年6月17日
に参議院本会議にて可決・成
立し、同月24日に公布され、
10月21日には、農林水産省
がホームページにて施行令・
施行規則およびガイドライン
の原案を公表し、意見募集

見交換をしました。
現地研究では、専業で花き
経営に取り組む西村さん、ま
た、シユンギクを中心に伝統
野菜の生産にも力を注ぐ西野
さんの経営について研究をし、
都市部における農業経営など
について意見交換をしました。
大阪府の取り組みについて
は、大阪府条例により推進し
ている農空間保全地域や大阪
版認定農業者制度などについ
て説明を受けました。



住宅地に囲まれた環境で花き経営に
専業で取り組む西村さんから話しを聞く

(パブリックコメント)がされ、
12月15日に施行となりました。
本施行により、農地法・農
業経営基盤強化促進法・農業
振興地域の整備に関する法
律・農業協同組合法が改正さ
れ、農地の利用促進などを進
めるための法整備がされまし
た。
(関連記事3面)

戸別所得補償制度への提案

農業委員会組織体制強化など決議

全国農業委員会会長代表者集会

このたび九段会館において全国農業委員会会長代表者集会が開かれました。

主催者である全国農業会議所の太田豊秋会長挨拶の後、来賓として山田正彦農林水産副大臣と衆議院農林水産委員会の筒井信隆委員長、参議院農林水産委員会の小川敏夫委員長が挨拶を述べました。

第I部ではセミナーとして、農地法等改正の概要について、農林水産省経営局長が説明をしました。

また第II部では、新たな「食料・農業・農村基本計画」策定ならびに「戸別所得補償制



大会運営委員長報告をする波多野会長

常任会議員会議だより

第9回常任会議員会議

平成21年12月17日に開催し、状況は次のとおり。

議事
①農地法第4条・第5条の規定に基づく知事諮問は、4条3件1438㎡、5条3件4384㎡を審議し、許可相当の答申を決定した。②平成21年度東京都農業会議予算の補正

協 議

度」の導入に関する政策提案決議や、農業委員会組織の体制強化と関係予算の確保に関する要請などを決議しました。集会終了後には、東京都内の農業委員会会長らが国会議員会館を訪れ、要請活動を行いました。

協 議

①来年2月26日(金)に開催する第51回東京都農業委員・農業者大会開催要領を決定した。②農地法等一部を改正する法律が15日に施行され、対応等について協議した。③平成21年度東京都農作物生産状況調査の実施状況

農地管理の徹底・流動化の促進など全都的に取り組む

農地管理・流動化推進月間状況

都内農業委員会では、8月～10月の間を「農地管理・流動化推進月間」として、取り組みました。

この間、都内全域で、2千枚を超える活動記録カードが農業委員より提出されました。国立市では、農業委員と事務局職員、また、市の固定資産税職員が自転車で、市内を2班にわけてまわるパトロールを実施しました。

瑞穂町では、市街化調整区域の農地の流動化につなげようと、パトロール後に未耕作農地所有者などにアンケート調査を実施しています。また、三鷹市では、巡回指

全国から認定農業者など2300人が参加

埼玉県で「第12回全国農業担い手サミット」開かれる

全国の農業の担い手が一堂に会して交流を行う「第12回全国農業担い手サミット」が11月17日から18日の2日間にわたって、さいたま市で開かれました。

サミットには、認定農業者など約2300人が参加しました。開会式が行われた1日目は、農業経営の事例報告がされました。

農委会職員検討会開く

都内7地区で

都農業会議は、12月に農業委員会職員検討会を都内7地区で開きました。

農業会議・農業委員会提携活動の推進、農地法等の改正の状況について説明をし、各農業委員会からは、農地管理・流動化の取り組みなどが報告され、課題などについて検討をしました。

また、農業者大会に向け、要望や決議などについて、各農業委員会で見集約をすることとしました。



サミット2日目には、27コースにわかれて埼玉県内の農業経営を研究した

12月15日に改正農地法が施行！

法人の参入・農地利用状況調査・ 転用許可制度の強化など農業委員会の役割強まる

12月15日に施行された改正農地法については、目的(第一条)の見直しに伴った改正の内容となっております。

農地法第1条(旧法)

「この法律は、農地はその耕作者みずからが所有すること最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的とする」

農地法第1条(改正法)

「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権

利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする」

本 の 紹 介

改正農地法の解説に関係図書を発刊！

12月15日に改正農地法が施行されたことに伴い、全国農業会議所は制度の周知啓発をはかるため関係図書を刊行しました。

- ① 「新しい農地制度がスタートしました(リーフレット)」「(70円)は農業者向けPR用として。② 「農地制度ここが変わった(概要版)」「(350円)はポイントを簡潔に紹介してい

また、農地の利用を促進することを目的に、②農業生産法人以外の法人について、農地の貸借を、条件付きで認めることとなりました。

要件Ⅱ①農地を適正に利用していない場合は「貸借を解除する」条件の契約を借り主と締結する。▼②地域の農業者と適切な役割分担の下に継続的に農業経営を行う▼③業務執行役員の一人以上の者がその法人が行う農業に常時従事すること。

継続の要件Ⅱ毎年、農地の利用状況の報告を行う。農業委員会の役割Ⅱその法

ます。さらに、③(②の)「詳細版」(500円)では政省令・通知を網羅し、事務局に常備したい図書となっております。

④ 「農業委員会制度のあらまし」(500円)は、農業委員会の新たな業務を加え改訂しました。農業委員には必携の一冊です。

*お問い合わせ・申込みは東京都農業会議まで。

人が農地を適正に利用していない場合などは勧告をし、従わない場合は許可を取り消す。また、目的で「農地が国民のために限られた資源である」と規定されたことから、

③農地の適正管理の責務、④相続等で農地の権利を取得した者は、農業委員会に届出をしなくてはならないこととなりまし。

あわせて、農業委員会が実施している農地パトロールが⑤「農地利用状況調査」として法令化され、年1回以上の

農業者年金をもっと知ろう！
制度のメリットの研究など農業者年金制度推進研究会開く

都農業会議は、11月27日に農業者年金加入推進員などを対象とした「農業者年金制度推進研究会」を開きました。

まず、農業会議から農業者年金加入推進の具体的活動について説明をしました。

続いて、ファイナンシャルプランナーの遠藤吉夫氏からは、プロの目から見た農業者年金のメリットを、農業者年金基金の伊藤理事長からは、農業者年金の状況や重要性が説明されました。

調査が義務づけられました。さらに、⑥農地転用許可制度が厳格化されました。

関係法としては、⑦相続税等納税猶予制度適用農地については、市街化区域以外については、農業経営基盤強化促進法の利用権により貸借した農地について適用の継続がされ(終生)、すべての農地について、営農困難時(特定の身体障害等に限り)になった際に、農地法第3条による貸借や特定農地貸付法による市民農園の開設ができるよう措置されました。

また、事例報告として、日野市の遠藤貴義委員からは、加入の経緯から実感するメリット、また、この制度を農業者に知ってもらう大切さなどが話されました。



農業者年金に加入した経緯や実感するメリットなどを話す遠藤貴義委員

農業者&消費者セミナー開く

東京都農業経営者クラブ
東京都農業会議

都農業経営者クラブと都農業会議は、このほど「農業者&消費者セミナー」を武蔵野スイングホールで開きました。セミナーには、クラブの会員や消費者などあわせて約80人が参加しました。

セミナー前半は、千葉県で農業生産法人を経営している佐藤文彦さんを講師に招き、「大地と生産のある暮らし」と題して講演を行いました。

佐藤さんは農業に惹かれ、経営者になるまでの過程や考え方を話した後、現在取り組んでいる無農薬、無化学肥料草生栽培の状況や生産の工夫などについて話しました。

セミナー後半は、八王子市と世田谷区で開かれた農業交



公開座談会では生産者・消費者それぞれの視点から意見が述べられた

流ツアーの成果を報告し、講師の佐藤さん、調布市農業経営者クラブの伊藤会長、都消費者月間実行委員会の羽賀育子委員長をパネラーに迎え、公開座談会を行いました。セミナー修了後には、東京産の野菜を使った料理を囲み、交流会を開きました。

アメリカイモによる耕作放棄地対策と商品化を！

神津島村と新島村で収穫祭

昨年12月4日と5日に神津島と新島にて、アメリカイモなどサツマイモの収穫祭が行われました。

そのきっかけとなったのは、ふるさと東京むらづくり塾（事務局＝都農業会議）が両村で栽培されているアメリカイモの商品化をめざしたシンポジウムを開いたことによります。

この際に講師を務めた井上浩氏（元川越市さつまいも資料館長）から提案があり、これを受けて村と農委会は農協をはじめ商工会などに呼びかけ、準備を進めてきました。

収穫したアメリカイモなどを持ちよって、伝統的なイモ

会員どうして経営の取り組みを研究

東村山市農業経営者クラブ

東村山市農業経営者クラブ（小町勉会長）は、このたび、会員どおしでは場を見学し、農業経営について勉強しあう市内農業視察を開きました。

当日は50人以上の農業者が参加し、さらに地元選出の都議会議員や市議会議員らも多く参加しました。



会員のほ場7カ所を50人の参加者が見学

23区の農業をPR！

とうきょう農業新発見フェスタ開く

11月29日に中央区の数寄屋橋公園において「とうきょう農業新発見フェスタ」が開かれ、各区農業の紹介と野菜配布が行われました。



銀座で23区の農業をPR！

りました。小町竹男さんが開設する農業体験農園では、その運営方法について話しを聞きました。またシイタケを生産する細田昭男さんの菌床栽培ハウスなどを見学しました。

1月～3月の日程

- 1・18(月) 第10回常任会議
 - 2・3(水) 組織・活動検
 - 2・5(金) 農委会活動研
 - 2・10(水) 組織・活動研
 - 2・17(水) 第11回常任会議
 - (1・18～南新宿ビル)
 - 2・26(金) 第51回 農業者大会
 - (昭島市民会館)
 - 3・5(金) 主任職員協議会
 - (南新宿ビル)
 - 3・17(水) 第106回通常総会
 - 第12回常任会議
 - (南新宿ビル)
- ◆冬期地区別検討会
(会長・職務代理・職員)
- 1・19(火) 島しょ地区
 - 1・20(水) 区内地区
 - 1・21(木) 西多摩地区
 - 1・22(金) 南多摩地区
 - 1・26(火) 北多摩北部
 - 1・27(水) 北多摩南部
 - 1・29(金) 北多摩西部